

議 第 一 号

仙台市奨学費支給条例（案）

標記の議案を別紙のとおり地方自治法第百十二条及び仙台市議会会議規則第十四条の規定により提出します。

平成十七年二月十七日

提 出 者

議 員

ふるくぼ

和 子

”

正 木

満 之

”

福 島

か ず え

”

嗟 峨

サ ダ 子

”

船 山

由 美

賛 成 者

議 員

花 木

則 彰

仙 台 市 議 会 議 長
鈴 木 繁 雄 様

仙台市奨学費支給条例

(目的)

第一条 この条例は、経済的理由により高等学校、大学（大学院を除く。以下同じ。）、高等専門学校又は市長が特に認めた専修学校（以下これらを「高等学校等」という。）における修学が困難な人に対し、必要な学資（以下「奨学費」という。）を支給することにより、その人の修学を容易にし、もって教育の機会均等に資することを目的とする。

(奨学生の資格)

第二条 奨学費の支給の対象となる人（以下「奨学生」という。）は、次の各号のいずれにも該当する人とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- 一 高等学校等に在学していること
- 二 経済的理由により修学が困難であること
- 三 学業成績が優良であること
- 四 当該奨学生の保護者が第四条の規定による申請の日前二年以上引き続き本市の区域内に住所を有していること

(奨学費の支給額)

第三条 奨学費の支給額は、次の表に定める金額の範囲内で予算の範囲内において市長が決定する。

高等学校に在学している人	国立又は公立	月額	九、三〇〇円
	私立	月額	三〇、〇〇〇円
大学に在学している人	国立又は公立	月額	二一、七〇〇円
	私立	月額	三〇、〇〇〇円
高等専門学校に在学している人	国立又は公立	月額	九、三〇〇円
	私立	月額	一五、〇〇〇円
	高等課程	月額	九、三〇〇円
市長が特に認めた専修学校に在学している人	専門課程	月額	二一、七〇〇円

(奨学費の申請)

第四条 奨学費の支給を受けようとする人は、市長に申請しなければならない。

(奨学生の決定)

第五条 奨学生は、第十条の奨学生選考委員会の推薦に基づき、市長が決定する。

(奨学費の支給期間等)

第六条 奨学費の支給期間は、支給を開始した日の属する年度の末日までとし、同日後なお引き続いて支給を受けようとする奨学生は、あらかじめその旨を市長に申請しなければならない。

(届出の義務)

第七条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく市長に届け出なければならない。

- 一 休学し、復学し、転学し、又は退学したとき
- 二 本人又は保護者の住所その他の重要な事項に異動があったとき

(奨学費の停止及び減額)

第八条 市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学費の支給を停止し、又は奨学費を減額することができる。

- 一 休学し、又は退学したとき
- 二 学業成績が著しく不良と認められたとき
- 三 傷病その他の事由により成業の見込みがないと認められたとき
- 四 奨学費の支給を必要としない事由が生じたとき

五 正当な事由がなく履修学科を変更し、又は転学したとき

六 その他市長が必要と認めたととき

(奨学費の返還)

第九条 奨学費は返還を要しない。ただし、奨学生がこの条例の規定に違反したときは、この限りでない。

(奨学生選考委員会)

第十条 奨学生の選考に関し審議するため、奨学生選考委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、委員十人以内をもって組織し、委員は、教育関係者、市民及び学識経験を有する人のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

理由

経済的な理由により修学が困難な人に対し、必要な学資を支給することにより、修学を容易にし、教育の機会均等に資するため、新たに条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。